

平成24年9月7日 (金曜日)

---

議 事 日 程 (3)

平成24年9月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸    2番 内海 猛年    3番 刀根 正幸    4番 妹川 征男  
5番 貝掛 俊之    6番 田島 憲道    7番 辻本 一夫    8番 小田 武人  
9番 今井 保利    10番 川上 誠一    11番 益田美恵子    12番 中西 定美  
13番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美    書記 井上 康治    書記 福田 雅代

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	総務課長	小野義之	企画政策課長	中西新吾
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司	税務課長	縄田孝志
環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子	福祉課長	吉永博幸
地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本田幸代
病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行	事業課長	藤崎隆好
管理課付課長	濱村昭敏				

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

本日は昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、7番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本です。一問一答方式で行いますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、件名1です。町有地の遊休地の利用計画についてでございます。ご承知のように、芦屋町の行政面積は近隣市町と比べて非常に狭隘で開発余地が余りないということを考慮しながら、さまざまな施策を講じていかねばならないという視点からお尋ねするものであります。

したがって、要旨については記載のとおり、私が見た町有地の中の遊休地で目立つところは、山田さんから寄附を受けた釜風呂跡地と、それから火薬庫跡地、そして大君の焼却場地の3カ所ぐらいだと、私、思っています。この3カ所の面積、およそどのぐらいか、まずそこからお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

3カ所の面積ですが、釜風呂跡地が9,114平米、大君ごみ焼却場跡地が21万2,441平米、火薬庫跡地が5,072平米です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

それでは、まず釜風呂跡地についてからお尋ねします。

あの土地は、皆さんご存じのように海辺に面しており、今年オープンしました響愛の鐘のところの観光公園、それとはまゆう群生地もあります。その風光明媚な土地をさらに生かすための計画をすべきだと私は思いますが、現在どのような計画を持っておられるのか。また、計画が具体的に進んでいないのであれば、現在どのような状況なのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

この土地につきましては、平成13年に個人の方から町へ寄附をいただいた土地であります。過去活用について検討してきた経緯はございますが、結果を得てはおりません。このため、今年の5月に芦屋釜風呂跡地活用計画策定プロジェクトを立ち上げ、段階的な検討・策定を行うようにしています。

現在はステップ1ということで、庁内関係係長による会議を開き、課題の整理、各課の土地の確保が必要である事業の調査、各課提案事業の調整などを進めており、9月中にまとめるようにしています。

計画策定の今後につきましては、ステップ2として庁内課長によるプロジェクト、ステップ3として住民参画によるプロジェクトを予定しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

辻本議員。

**○議員 7番 辻本 一夫君**

この跡地につきましては、山田さんから寄附を受けてかなりの年月がたっております。できるだけ早く計画の立案を実行に移していただきたいと思っておりますが、今、お尋ねした中でお聞きしますと、第1ステップがやっと終わったという段階のようです。第3ステップまでいってということですが、第3ステップが大体いつの予定なのかお尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

まだ、はっきりした、あと何カ月、あと何年ということがちょっと具体的にはまだ、今現在申し上げる段階ではございません。

**○議長 横尾 武志君**

辻本議員。

**○議員 7番 辻本 一夫君**

今から計画されるわけですので、これ、私の考え方ですけれども、先ほど申し上げましたように、あそこの自然景観を生かすということ、要するに、観光資源を生かしながら観光客誘致につながる計画を考えていかれることを期待して、先に移らせていただきます。

次に、火薬庫跡地についてお尋ねします。

火薬庫跡地につきましては、過去に問題があったわけですが、今申し上げましたように、芦屋は狭隘な町であるがゆえにやはり知恵を出して活用すべきだと思っています。現時点での活

用方法はあるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

火薬庫につきましては、建設計画時から住民の反対運動が起こっており、町では早期撤退を第一に考えて、昭和62年土地を買収しております。位置的には、椎牟田池の堤体の南側、北九州市に隣接しているところでございます。この町有地の周りは民有地であり、用地に向かう道は公道とはいえ里道であること、また、椎牟田池の堤体の管理地にも近いことため積極的な土地の活用計画の検討は行ってはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

先ほどの釜風呂跡地と同じように、いつまでもこのまま放置していいというふうには思っておられんと思いますが、これからもこの森林とか緑地とかそういったことは大事なことでございますので、そこら等を含めてさらに研究課題としておきたいと思っております。

次に、大君のごみ焼却場跡地についてお尋ねします。

焼却場跡地につきましては、21万平米ですか、ということはわかりました。ただ、21万平米ってぴんときませんので、例えば芦屋中学校ということを考えて、どのぐらいの、何倍ぐらいあるのかということでございます。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦中の敷地がグラウンドとその校舎のほうを含めますと約2万8,000平米でございます。で、これ、2万8,000平米でございますので、約、大君跡地につきましては、7個と半分という状況でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今、お尋ねしますと、非常にかかなりの面積を有していると思っております。そこらあたりから、本当に心からこの利用計画を立てるべきだと思っております。

そこで、これまでどのような調査を行ってきたのか、またどのようなことがネックになって取

り組めなかったのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

過去、町の中でも広大な土地であることから活用方法を検討してきた経緯がございます。このため、平成15年に跡地調査を実施しておりますが、平成19年廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、土地の一部である埋立地が指定区域の指定を受けております。19年、22年に環境工学の教授に意見をいただいた内容では、売却ができない土地と考えるべきで、売却を目指す場合、大がかりな土壌調査などが必要であり、良好な結果でも芦屋町のリスクが大きいこと、また、大君グラウンドを含む埋立地でない場所の開発についても、土壌調査、地下水調査の実施や当該地に埋立地の地下水が流れ込まない構造方法が必要なことなどの指摘を受けております。

また、22年、県廃棄物対策課との協議では、指定区域は約1万5,000平米、それ以外の土地に対しては指導など行う根拠はないが、県としては処分場全体が芦屋町の管理のもと安定化しているので、所有者が変わり、区画形質の変更などによって安定している廃棄物が攪乱し、公害の原因となることも見込まれ、好ましくないというご指摘もございました。

このため売却できない土地であり、リスクが大きいとして活用方法の検討を中断しておりました。今年の6月、県環境保全課と県廃棄物対策課に再度の確認をしたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、最終処分場跡地地形系図変更に係る施行ガイドライン、土壌汚染法の縛りがあるが、具体的な事業があれば相談してほしいという内容の回答を得ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

大君の焼却場跡地の利用計画につきましては、ちょうど4年前ですか、この芦屋、議会だより持ってますが、小田議員も同じような質問をされております。まあ、それからもう4年たったということですが、今4年の経過の中での説明はありました。ただ、やはりこの環境問題、いろんな課題もあろうかと思いますが、先ほどから言ってますように、町にとっては非常に、利用の仕方によっては考え方等あるんじゃないかと思えます。

したがって、このままやはり放置し続けるということにつきましてはどうかと思えますので、地質上環境汚染に余り影響のない活用方法はできないのかというのが一般的な見方だと、私は思います。

そこで、ちょっと素朴な質問ですが、あの土地はもともと広域行政のごみ処理場施設として使

われておって、今は芦屋から岡垣に出ていったという状況があつて、芦屋から岡垣にその焼却場が移転するときに芦屋町としては、広域行政組合とどのような、約束事といいますか、どのような処理の仕方をされたのかお尋ねしたいと思います。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

広域行政事務組合の件が出ましたので、私のほうから答弁させていただきます。

この土地は、議員がご指摘のとおり、遠賀・中間地域広域行政事務組合の所有の土地であったわけであり、ごみ焼却場ということで、あそこがもう飽和状態というか、使えなくなったということで岡垣の戸切のほうに移転ということで。その中で、平成2年、芦屋町が遠賀・中間地域広域行政事務組合から、平成2年に約2億8,000万円で芦屋町が買い取っております。で、やはりそういう土地でございますので、その中に覚書というのが交わされております。その覚書の中で、「芦屋町が広域行政事務組合から購入する土地から公害が発生した場合は、芦屋町、それから遠賀・中間広域行政事務組合と協議し、処理をする」という覚書を交わしております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

辻本議員。

**○議員 7番 辻本 一夫君**

その2億8,000万円ですか、ちょっと私、初めて聞いた数字なんですけど、使い勝手の悪い、使いにくい土地を芦屋町がお金出して買ったというの、私、ちょっと不思議でたまらないんですけど、まあ、ただでもらうんやったらいいんですけど。まあ、広域は広域の中でやってるわけですけども、この件について、どうして購入せにゃいかんかったのかなという、ただ、素朴な思いが今しました。当時の町長、誰か知りませんが、誰が見たってごみ焼却場跡地ですからガスが発生したり、実際住宅地が建ってるわけでありませんので、そういう今の、公害発生があった場合は協議するという、今、話がありました。

私が聞きたいのは、今後あそこの計画をするときにそういうこともあり得ると、私はこう思います。この今の件につきましては、十分頭入れて取り組んでいかなきゃいかんのかなというふうに思っています。

その当時、やっぱり平成2年ですから、まだまだボートの売り上げもよかった時代かなと思いますけども、まあ、お金があったから買えたということではないかと思っています。

もう一つお尋ねしますけども、戸切に移転する前、要するに、広域から譲り受けた、購入したときに芦屋町としては今の覚書、その1項目だけなんですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

覚書は、第1条のそのことだけしか書いてありません。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

まあ、芦屋のその当時の執行部以外の方も含めてですけども、補償等の問題、何もなかったのかなというふうに、もう少し何か打つ手があったんじゃないかと、今ちょっと感じますが、もうこの件については結構です。

そこで、質問の本題に入らせていただきますけども、昨今とといいますか、昨年の、要するに東日本大震災後、国は原子力、まあ、脱原発とといいますか、そういうことから若干自然エネルギーへの転換を推進してきております。言葉で言うと、大規模太陽光発電所、いわゆる「メガソーラー」と呼ばれておりますけれども、この動きが加速化してきています。福岡県内でも、4、5市町村とといいますか、で取り組まれてきているようではございますけれども、芦屋町に目を向けてみると、私、先ほどから言ってますように、まさに利用しにくい遊休地でありますので、逆に活用しやすい地域ではないかなというふうに思いますが、これらの取り組みについて考えたことはありませんか。どうぞ。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

他の自治体の取り組み事例の調査研究などは行っておるところです。今年の4月の26日付で、福岡県で再生可能エネルギー発電設備導入促進事業というものが設けられました。再生可能エネルギーは、太陽光、風力、バイオマス、水力、火力などですが、500万円上限の定額補助で市町村などが行う再生可能エネルギー源導入可能性の調査事業です。この事業を活用して今後調査をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今後調査をするということですので、期待しておきますが、私は、国策の転換による、要するに電力、今年は特にそうですが、電力不足。それから電気料金の値上げ、こういうことで

やはり住民の方の不安感というのは高まっていると思います。

そういう中でございますので、この自然エネルギー、いわゆるメガソーラーによる太陽光発電事業というものに投資をするということは将来にわたって芦屋町の財源、雇用面にも寄与することができるのではないかと私は考えますが、どのように考えておられるかお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

事業としては現実的であるというふうに考えております。検討すべき内容は設置が可能な面積、その面積の形質、地耐力、パネルの設置による環境への影響、高圧線との接続などが考えられるというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

このメガソーラーと太陽光発電事業というものにつきましては、行政が直接行う事業もありますけれども、民間事業者のほうが非常に先行しているというふうに報道されています。この機会に積極的に民間事業者を活用するという方法も一つの方法ではないかと思っています。

そこで、仮にこのメガソーラー事業に取り組むとした場合、行政の考え方としてはどのような方式が望ましいとお考えなのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君ごみ焼却場跡地につきましては、芦屋町所有のまま事業検討を行うことが望ましいのではないかというふうに考えております。売却の場合、事業が手詰まりになれば土地は第三者にわたることになることから、何にでも使われるリスクがあります。また、芦屋町の事業となると財源の問題が出てきます。また、環境に配慮しつつと申し上げましたが、ハードルは高いというふうに感じております。

事業内容にもよりますが、2次公害を引き起こさないようにすることも考えないといけません。これらのことを踏まえ、貸し付けができる事業になるのかなど検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

私も今の考え方でいいんじゃないかと今聞いて思いました。やはり狭い行政面積ですので、できるだけ、売ってしまえば終わる。したがって、貸すということ、貸してやるという方向が望ましいんじゃないかと思っています。

そこで、そういった考え方があると思いますけども、じゃあ、このメガソーラー事業に取り組んだ場合のメリット・デメリットは、どんなものがあると考えられるかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

先ほど述べましたが、芦屋町で実施する場合は公金の支出が課題となるということです。で、先ほど申されました、貸付事業では借地料が入ること、そしてまた、当該用地が有効利用されること、メガソーラー設置により周辺用地の環境整備が進むことがメリットになるというふうに考えております。

事業者も、大君ごみ焼却場であれば高圧線が近いということがメリットになるかというふうに考えます。デメリットといたしましては、土壤汚染対策法で3,000平米以上の形質の変更をする場合には、県に届け出が必要になります。先ほど申しましたが、最終処分場跡地ということで、土壤汚染のおそれがある土地の対象となる可能性があり、土壤の調査を命令する場合があります。

繰り返しになりますが、町として2次公害を起こさないようにすることが肝要かというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今、芦屋の収入財源という考え方、それから利用しやすい、高圧線とか、いろんな話がありましたけれども、このメガソーラー事業に取り組む、誘致といいますか、そういうことをするための、条件整備というのが必要かと思えますけど、どのようなことが求められてくると思えますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

誘致された自治体に確認しないといけない項目も多くありますが、実際に行う場合、設置が可能な面積、その面積の形質、地耐力、パネルによる環境への影響など、町で調査整備するものか、公募という形をとった際に業者に提案させるものかなど、検討する項目が多数出てくるものというふうに考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

辻本議員。

**○議員 7番 辻本 一夫君**

確かに、この事業は例えば普通の一般的な山林地域とか、そういうところであればそう課題はないかと思いますが、やっぱり地理的条件というのがありますので、時間は若干かかるかと思えます。現時点でこれ以上の質問はちょっと無理かと思えますけれども、先ほどから言ってますように、やはり今後将来的に向かった投資、効果といいますか、そこらあたりは十分考えられるんじゃないかと思えますので、今後、このメガソーラー設置事業に進展することを期待しておきたいと思えます。

ここで、町長にちょっとお伺いしたいと思ってます。今申し上げましたのは、メガソーラー設置事業の話ですけども、私がもう一つ考えているのは定住化促進策の一つとして、今はもう全国的に普及してきておりますが、住宅用の太陽光発電システム設置費の助成制度を設けてはどうかと、私はこのように思ってます。

それと、実は先週、古賀市と福津市の市役所に足を運ぶ機会があったんですが、たまたま庁舎に入ったら目の前にぱっと見える状況ですね。要するに、太陽光発電システムを導入しているわけです。で、現在の発電量は何ぼです、今消費量何です、こういう表示がされています。非常に、これは住民の方にとって、まあ、要するに、節電意識といいますか、そういったことに目を向けるきっかけにもなるというように思いますが、この芦屋町の庁舎の屋上とか、ほかにも公共施設があると思えますけれども、そういうところに導入することはもう本当に時代背景にマッチしていると思えます。そのような取り組みへの考え方はお持ちじゃないかどうかお尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

まず一つ、メガソーラーの件につきましてでございますが、辻本議員がご指摘されました、芦屋町の遊休地の中でメガソーラー、広さからいって大君焼却場跡地しかないのかなというふうに考えるわけなんですけど、その中でやはり今ずっと課長と辻本議員の間でお話がありましたように、やはり環境問題の環境に関する法律がたくさんありまして、その法律をたくさんクリアしなければ

ばならないということがあるわけでございます。

ちょっと話を移しまして、これ、大君焼却場跡地の問題というのは、過去において何人もの議員さんからこういう質問があつております。大君のあの広い土地、何とか活用できないかということで、どうしてもこの環境問題が大きく立ちはだかったわけでございます。

そこで、一度調査をさせたことがあります。調査というのは、これを住宅地にできないかということで、専門家に調べてもらったんですが、あの土地を住宅地にするには、あの今ある土地、これを全部除去しなくてはいけないと、処分しなくてはいけないということで、まあ、金額にしてやってみなければわからないがということで、まず3億円から、下手したら5億円かかるんじゃないかという結果が出たわけでございます。これは、そこまでかけてやれないということで、今に至っておるわけでございます。

今、辻本議員からるるありましたように、メガソーラーということで、原子力発電所目標値ゼロということで、再生可能エネルギーに今転換をしなければならないということで、実は宗像、福岡近辺のほうで自治体が持っている遊休地を民間に売却なり貸し付けるから民間企業を誘致、どうぞ申し込んでくださいというような記事を、私、新聞でもう数カ月前ですか、見たことがあります。それで、担当課にちょっといろいろ調べてくれということに至っておるわけでありまして。

やはりもう何もしないで、何もしないというか、開発行為をしないで何かやれるとすればやはりメガソーラーしかないのかなど。じゃあ事業として町がやるわけにいきませんので、初期投資がかかりますので、事業者にさせた場合にどうなのか、広さとしてどのぐらいの広さが要るのか。やはり事業でございますんで、その辺のことが、さっきから課長が言っておりますように、いろいろ調査をしておるということでございます。

それから、公共施設のパネル設置でございますが、これもいろんな形で私もいろいろ見させていただいております。芦屋町では、ご存じのように、第5次の総合振興計画を立てさせていただいておりますが、その中で町の環境理念を示す環境の基本条例の制定、その実現に向けた環境の基本計画を策定して、総合的な環境保全対策に推進するとあるわけで、うたっております。

この環境基本計画を平成25年度までに策定をいたします。そしてまた、温室効果ガスの削減のため、町内の公共施設の電気や燃料などの使用量を抑制する芦屋町環境保全実行計画第3期を平成23年の4月に策定をしております。この計画の中で太陽光などの自然エネルギーの利用について検討することになっておりますので、現在、先ほどからお話しておりますように、情報収集をしておるところであります。

それから、定住化政策ということで、個人住宅の補助につきましてでございますが、このことにつきましても、地球温暖化対策もあわせて、国の住宅用太陽光発電導入のための補助金があるわけでありまして、その上乘せ分として補助金制度を設けている市町村も全国で散見するわ

けであります。

芦屋町も環境の取り組みとして導入する場合の、いわゆる上限、その補助金の上限、それから予算規模などを調査研究をいたしたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

辻本議員。

**○議員 7番 辻本 一夫君**

今、町長からいろんな話がありましたが、私もこのマスタープランを持ってきているんですけども、確かに環境保全対策の中で取り組んでいくということでございますので、やはりこういう時代要請もあります。やっぱりスピード感持って取り組んでいただきたいと、このように思います。

最後になりますけれども、先ほどから言っておりますように、太陽光発電システム、メガソーラー設置事業につきましては、今後の取り組みとして大変有効だと、私は思っておりますので、執行部も十分な検討をなされることを切望して質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長 横尾 武志君**

以上、辻本議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

次に、3番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

おはようございます。3番、刀根正幸でございます。私の一般質問は、さきに一般質問通告書に基づきまして、件名、「元気な芦屋町に向けてどのような取り組みを行っているか」ということについて、第1点、前回一般質問で行った自治区及び各種団体等における加入率アップに向けた取り組み内容と今後の方向性。

2点目といたしまして、芦屋町地域公共交通におけるその後の事務進捗状況、特に前回の中では、高須公住までの乗り継ぎ、この辺を検討したらどうかということによっておりますので、その辺についての経過もお答えいただきたいと思います。

3点目といたしまして、安心・安全な町としての生活する上で芦屋町地域福祉行政の今後の施策方向をこの中で出していただきたいと思います。

最後に、芦屋町の雇用促進に関する具体的方途という4点でございます。と申しますのも、やはり芦屋町のその状況といったところでは、かなり自治加入率といった面で厳しいものがあります。で、せんだって、すぎな園の総会のときにたまたまその横に、遠賀町の方とお会いできまし

て、そして、その方が老人会の世話をしているといった方でした。で、お聞きしたわけですが、遠賀町においては、何といいますか、組織加入率、上部団体の加入率、これは100%です。そして、全体の老人会への加入、これは95%以上だといった内容で示されました。

芦屋町と遠賀町といったところで考えていきますと、余り地理的な差はないわけです。そうした中で、何で芦屋町がだんだんこのように加入率等が下がっていったのか。そうすると、その原因というものをやはり究明しないと、あと、そのアップといったところはなかなか厳しいんじゃないかなというふうに考えております。

この芦屋町というものが、役場職員の方がゆったりしてるとか、そういったことを申しているわけではありません。現に、せんだっての区長会の中で、地域づくり課のほうで示されました。今回のところで、芦屋町地域要望事務取扱要綱というんですか、これを設定されてやはり地域のもは地域でということで、区長としてその部分を徹底していきましょうというところでの要綱も示されましたし、また、町民体育祭等もかなり、紆余曲折というんですか、ありましたけれども、やはり地域参加というものが原点にあるだろうということから、今回の部分についても会長さん等ずっと説得されて全区一応参加するような形になっていくというふうに話があっております。

このように、本当に頑張っているところは頑張っている、そして、その中でじゃあ何でそれが一体化しないのかというところの部分でちょっと話を進めていきたいと思えます。

それとあわせて、この3カ月間ちゅうのは感動とそして落胆というものが交互に来るような内容でした。と申しますのも、この3カ月の中にオリンピックやパラリンピックということで、日本国民の頑張りというものが世界に示した内容であった。

一方、政局的に見ると、消費税だけとって何ともしがたいような状況が今、生まれている。そうすると、この消費税のところの部分で、この芦屋町、これはもう2年後と言ってもすぐまいります。そうすると、その中で芦屋町にとってどのように情勢なるんだろうかということで、ちょっと調べさせていただきましたが、一応平成13年度、給与所得の対象者というのが5,285名、そしてこれが164億9,000万円といったところで、一応課税金額があります。

ところが、23年度、これは4,790名で143億4,200万円といったところでやはり落ちてます。これに消費税といったものが絡んできますと、かなりやはりその住民に対する所得は低くなるとともに、同時に可処分所得というものも少なくなって、その影響としてやはり「にぎわいのまちづくり」というのもだんだん厳しくなってくるかなという……

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員、1回目の質問の答弁は要りませんか。ちょっと……

**○議員 3番 刀根 正幸君**

前段の、ちょっと話をさせてください。

○議長 横尾 武志君

ちょっと話がずれていきよごとある。

○議員 3番 刀根 正幸君

はい。そこでやはり芦屋町の、第4点目ということで雇用促進といったところの部分で具体的にどう考えておらっしゃるかというものをお聞きしたいというところで、じゃあ、第1回目を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

件名1、要旨1、前回一般質問で行った地区及び各種団体等における加入率アップに向けた取り組み内容と今後の方向性についてお答えさせていただきます。

自治区加入率は、本年4月現在で62.3%、前年同期63.6%に対して1.3ポイント減少しております。この減少の主な要因は、区長会において各自治区の加入世帯の精査を行い、各自治区において加入者名簿の点検を行ったところ、3地区において95世帯の加入者が転出等によって減少していることが影響していると思われま。

一方、22年度より新設されました自治区活性化事業交付金を活用して、各自治区で新たな活動が行われ、数区の自治区で加入率の向上が見られています。本年4月に区長会と自治区活性化促進会議協働で町内による住民アンケートを実施したところ、全体的には自治区の役員のなり手がなく、加入世帯全体が高齢化している、未加入世帯はこれまで勧誘された経験がなく、加入するきっかけや活動内容についてほとんど知らなかったという傾向が明らかとなりました。

このため、加入促進の取り組みとして区長会のフェイスブックページで区長会や自治区からのお知らせ、活動状況の紹介をしております。未加入者が特に多い民間住宅等で加入促進のための勧誘チラシ等を戸別に配布をしております。

自治区活動へ未加入者が参加できるよう、各自治区で行う行事等の案内について未加入者に配布をしております。各地区で自治区加入ののぼり旗を設置し、加入促進に努めております。

転入者につきまして、自治区加入についてのお願いを地域づくり課の窓口で現在行っております。

自治区加入制度や加入について、自治区マップや各区長さんの紹介、自治区加入のお願いチラシ等を使って説明を行い加入促進を行っております。自治区の運営上の相談及び自治区からの要望による活動の支援を地域づくり課のほうで行っております。

それと、各自治区からの活動拠点であります公民館等について、コミュニティー活動による助成制度の紹介を行っております。

今後の方向性につきましては、暮らしやすいまちづくり、住みよいまちづくりを築いていくためには、住民一人一人が自分たちの地域のことは自分たちで考え、みんなと一緒によりよくしていく、そして行政と協働しながら地域づくりをしていくことだと考えております。

また、自治区活性化していくためには自治区の再編は避けられない状況ではないかというふうを考えております。そのため、この再編に向けては、区長会と一緒に協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

老人クラブに関しまして、申し述べたいと思います。

24年4月現在、自治区単位の老人クラブが20団体あり、うち17団体が老人クラブ連合会に加入されておられます。芦屋町の老人クラブの加入者数は798人で、そのうち老人クラブ連合会に加入されている、17の単位老人クラブの老人の会員数は689人です。ここ3年の傾向を見ても、単位老人クラブの数は22年度以降増減はありませんが、会員数は22年度が868人、23年度が835人、24年度が798人と年々減少しております。このようなことから、各老人クラブとも加入促進のため会員の皆さんが友人などへ加入の呼びかけなども行っておりますが、町でも加入促進のため、本年4月15日号の広報あしやで加入の呼びかけを行っております。

今後の加入者対策については、老人クラブ連合会との意見交換を重ねながら協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本田 幸代君**

続きまして、生涯学習課からは芦屋町婦人会と子ども会について答弁いたします。

芦屋町婦人会については、少しずつながらも活発化しつつあります。前回、半年前にご報告いたしましたときは自治区単位の加入は2つの自治区でしたが、その後、2自治区が加入されまして、現在4自治区と個人会員あわせて40名を超える会員で活動され、少しずつではありますが、会員数は増加しております。

また、婦人会はボランティア活動センターに団体登録されており、センターでは今後も引き続き婦人会活動を支援していきます。現在、婦人会は若い層の会員をふやすために間口を広げた活

動をしたいと積極的な考えで活動されています。

次に、子ども会の件ですが、現在18地区が加入しております。子ども会は、子ども会育成連合会として組織されており、教育委員会としましても活動を支援しているところであります。今後は、小学校入学前の学校説明会の中で、子ども会活動をPRしたり、また社会教育委員会議の中でもご相談していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

それでは、要旨2の、地域公共交通協議会におけるその後の進捗状況についてお答えいたします。

芦屋町でも公共交通利用者の減少、それと路線バスの一部を廃止等の課題があるため、芦屋町の公共交通の確保・維持を総合的に推進するための計画を策定することを目的に、昨年度、芦屋町地域公共交通協議会を設置しております。

この計画策定に当たっては、全町民へのアンケート調査、計4回の審議、パブリックコメントを経て策定しております。本年4月の全員協議会において、この計画の概要を説明いたしましたが、この計画について少し説明させていただきます。

この芦屋町地域公共交通確保維持計画を策定するに当たり、住民アンケートの結果等を踏まえて基本方針というものを策定しております。この基本方針ですが、町民の日常生活を支える地域公共交通サービスを持続的に提供していくために、「町民の日常生活移動に即した効率的・効果的な地域公共交通を、町民、事業者、行政が力を合わせて創り、守り、育てる」というふうに決めています。この基本方針を踏まえて短期的に実施が求められる事業として5つをまとめております。

1つ目は、来年4月に廃止予定となるはまゆう団地から山鹿間についてのタウンバスの延伸。それと、2つ目は、タウンバスの一部を高浜地区に変更することによるルートの効率化。3つ目は、町内を走る市営バス、タウンバス、巡回バス、それぞれの役割を明確にして、それぞれのバスを利用しやすいように、乗り継ぎ拠点の明確化と結節の強化。4つ目は、JRとの乗り継ぎの利便性を向上させるためのタウンバスのダイヤ設定。5つ目は、運行情報の提供、それとイベントの開催、商店街等の連携やバス停の環境整備など、バス利用促進に向けた利用促進策でございます。

現在、この確保維持計画の内容を踏まえて、来年4月に廃止されるはまゆう団地までの代替運行について、詳細について検討を進めております。詳細の決定については、芦屋町地域公共交通

協議会及びバス交通推進協議会で協議並びに決定していただく予定でございます。

要旨でございますが、高須公住までの乗り継ぎにつきましては、現計画において高須公住までのバス路線の計画はございません。

また、本年4月の全員協議会で、刀根議員からご質問いただきましたときにもお答えしましたが、仮にタウンバスを新たに高須公住までに運行するということになると、現在、町内から高須公住を経由をして折尾駅まで行っている市営バスのバス路線と競合することになりますので、交通局の芦屋線の経営を圧迫するというようなことが予想されます。今、北九州市交通局は公営企業とはいえ、一交通事業者として市営バス事業経営計画等を策定して、経営改善に取り組んでおります。

このため、不採算路線においては便数の減便、もしくは路線廃止が進むおそれがあるというようなことも考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

要旨3、安心・安全な町として生活する上での芦屋町地域福祉行政の今後の見守りなどを必要とする高齢者に対し、どのような施策を展開するのかという点に回答させていただきます。

高齢者の福祉策につきましては、24年度から26年度を計画期間とします、第5期芦屋町高齢者福祉計画に基づき、包括的・総合的に推進することとしております。このうち、高齢者への見守りについては民生委員、配食サービスの際のボランティア、緊急通報装置貸与などの福祉サービス制度、介護保険利用者にはホームヘルパーなどによって行われている現状でございます。

社会福祉協議会においても、愛のネットワーク事業や地域の支え合いマップ事業に取り組んでおり、ひとり暮らしの高齢者の方などを地域のネットワークで守る取り組みを進めております。

これ以外にも、日ごろから地域の方々がご近所のひとり暮らしの高齢者を見守っておられるケースもあり、何か異常があれば福祉課へ連絡がある場合もございます。しかしながら、年々進む高齢化により、ひとり暮らしの高齢者の増加、さらに虐待や引きこもり、認知症の増加などの課題も予想されております。このような状況が進めば高齢者はますます地域と無縁になっていくことが考えられ、大きな問題になっていくものと推測されます。

そこで、その対策の一つとして24年度及び25年度の2カ年をかけて地域福祉計画を策定することとしております。地域福祉計画の理念は、子どもから高齢者までが自分たちの住んでいる地域で自立して安心して生活できるようにするものでございます。この理念実現のため、地域住民や行政、福祉団体や事業所などが協力して自助や共助、支え合いなどの取り組みを進めるもの

でございます。

地域福祉計画は、町民の皆さんの参画を得て策定してまいりますので、その中で高齢者の見守りを含めた具体的な取り組みを計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

要旨4についてでございます。芦屋町では、限られた土地を活用することの企業誘致と既存事業所などでの雇用促進が基本になると考えています。平成21年4月には、事業所の新設、増設、移設に対し、奨励措置を行うことで地域産業の振興と雇用機会の拡大を目的に、企業誘致条例を制定しております。また、企業が立地しやすいように道路などのインフラ整備、これら環境整備を見直し、進めていくこと。

一方では、第5次総合振興計画にある主要施策、主要事業を推進することで芦屋町の活性化を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

今年度、観光基本構想を策定しますが、観光をキーワードに交流人口をふやすことや各種のハード・ソフト事業を進めていくことで結果として雇用促進につながっていくものと考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

それでは、まず第1点目、自治区の加入促進、各種団体の加入促進、こういったところでお尋ねしてまいります。現在、芦屋町では平成17年か18年かのところで生涯学習基本構想と、これに基づいて一応考え方としてはボランティア養成といったところを手腕としてといったところで前回聞いておりますが、この生涯学習というところの部分でのメンバー構成、これが略略、ご説明いただきたいと思いますが。

**○議長 横尾 武志君**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本田 幸代君**

生涯学習基本構想に基づきまして、まずワーキングチーム、これは職員です。その後、社会教育委員の会議のほうに諮りまして、推進本部は町の政策会議のメンバーになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

一応前回、今井議員の質問の中でもこれを聞きながら感じたんですけども、やはり一つの、まちおこしと申しますか、まちづくりと申しますか、人づくりと申しますか、そういったところの観点の中ではやはり町内にある他団体、いわゆる社協とか商工会とか、そういったところの部分も交えて、そして実際にどのような形で展開していくのかという視点を置かないと、やはり縦割り型の、事業になってしまうと。これの端的な例といたしまして、やはりそういった、町で行われる事業というものがどこかで集約されて、そして、そこに行けばこの日にはこういった事業があるよといったことがわかるシステムづくりというのが、私は必要だと思います。

特に、これは教育委員会というところの中で、せんだってもしじめをなくしていくための井戸端会議等されておられますけども、やはり時代を、先手として実際出るというところで、学校教育を中心とする分野というのはかなりこの近辺の中でも評価が高いといったところは、前回言わせていただきました。

しかしながら、社会教育面、いわゆる自治活動や婦人会、子ども会、そういったところの部分で私はある意味限界に来ているのではないかな、その限界のもとというのは何なのかというところで考えたときに、一つの自治区としての格差、これが余りにも違い過ぎる。極端な話、1区20世帯という一つの区があれば、1区四、五百を越す区もあるわけですね。それが同一要件の中でやっていくこと自体が果たしてどうなのか、そうすると、やはりそういったビジョンというもの、これ、地域づくりビジョンという格好の中でこれは任意団体であるところでやるには限界がある。まずは、これは宮崎県の綾町というところで、やはり今のこういったものを総合的にやっていくために、じゃ校区ごとにコミュニティーというのを形成して成功した事例もまたあります。

ですから、ある意味今までにあったこと、それを大事にしていく、その過程において今後はこの方向性を向けていくというような、一つの枠からはみ出たものの考え方というものも、私は必要だと思っておりますが、その点について、これは以前副町長、社会教育におらっしゃったんで、副町長の考え方をちょっとお尋ねしたいんですが。その考え方というのは、町でビジョンをつくることについて、いかがなものでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

地域コミュニティーですけど、ですから、これについては今おっしゃられたように、20所帯

のちっちゃな区もあり、100を超えるような所帯の区もあるという、そういう現実がございます。ご指摘は何か校区ごとのコミュニティーについてどうかというようなことなんでしょうが、現在でも校区ごとにいろんな事業が成されておまして、それなりに成果を上げているというふうには考えております。

私は、この自治区問題、それからコミュニティー問題は、これは私のもう個人的な考え方なんですが、皆さんがよく話をして、話し合った上でいろんな課題・問題点、じゃあ、ほんならこうしたほうがいいんじゃないかとかいうことをやっていく、継続してやっていくことが大事だと思っております。その中で、その話し合いをする組織というのを今後きちっとつくっていかないけんやないか。その組織としては校区ごとに、小さい単位でなくて、そういうことにつながっていくような組織づくりというのですか、将来にわたって、今すぐではないでいいと思うんです。今すぐというようなことであれば、区長会の中でいろんな議論をされておると思います。そして、将来的にはそのことを、具体的に話し合いの場をつくる組織づくりをやっていって、その中で何か見えてくるものができてくるのではないかと、これは私の個人的な意見ですが、そのようには考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

私の、ちょっと設問の仕方が悪かったんで、一つの、「校区」っていう言葉に引っ張られてる気がしますけども、実はやはり活動できる最低の世帯数という意味合いを込めて実は今回校区の話出したわけですが、これ、遠賀町では一つの自治区単位というのは、これ以内のところは自治区として認めませんよと。だから、それは、その区のところは一つの区に編入されるような形の指導をやってんですね。

ですから、そういった一つのガイドライン的なもの、そういったものをつくって、そしてそれを、一遍にとは申しません、やはり今おっしゃったように、いろんな協議、地区の中での協議、そういったものを重ねて一番いい方法は住民の側で、そしてそれを、一応考えられたものの中にかこう整理統合していくといった形になるんじゃないかなというふうに思っています。

今回、やはり浦、万、雁といったところの部分で、どうしても世帯数が少ないために活動に影響が出てきますし、同時に参加できないというところで合体して山鹿地区って格好の中で一応町民体育祭も出るようにし、また代表的に金屋、中小路、市場というのも同じような状況です。で、それに浜崎地区って、合併して出るというような形で聞いて思います。

やはり事業が、芦屋町で行う事業については、当然自治区として協力し、それを盛り上げてい

くといったところで、その活動が原点ということで、実はその地域を支える婦人会とか子ども会とか老人会といった内容が基盤となっていて行われていると思います。

そこで、これは提案ですけども、今後、やはり最初は小さくまとめて、そして次にこれも略略でき上がったといったときに枠を広げて、いわゆる行政としての縦割り組織の部分に横断的な情報は流れていく、お互いに意見を出し合っていく、そういった組織づくりを今後検討していただきたいというのが、まず第1点目でございます。

次に、2点目の、地域公共交通委員会といったところでご説明がありました。そこでお尋ねしますけども、基本的にいわゆる北九州市営バスがタウンバスとして出してる便数、この便数はさほど変わらないと思います。ところが、この順路と申しますか、そのところの部分が大きく変わって、そして仮に山鹿から大君を経由していく便数、1日に何便ぐらいでしょうか。お尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 入江 真二君**

北九州市営バスの平日の便数ですが、この計画をつくるときには平日が76便。タウンバスは68便となっております。お尋ねの、大君を経由する便数ですが、現在は1日4便ということで今年の4月に減便というふうになっております。その減便された分は、ほかの花美坂経由であったりというふうに振り分けされております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

今回、バスに乗ろうということでチラシが入ってます。このチラシの中に従来は3億6,000万ラインが越したところがありますね。そして、一応平成元年から21年ですから、20年たってますけども、この中で減少が1億人減ってますよという資料です。だから、芦屋町からバスの利用者がなくなったら便数とか内容がますます悪くなるんで、住民の皆さんにこれ利用しましょよという啓発チラシだと思ってます。

ところが、現実、まあ、私たちが学生時代といったほうがいいでしょう、そのときには今おっしゃった70便というものが通ってるから待っても30分、ところが、今1日4便ですよ。そうしたときにどうしても使い勝手が悪いんですよ。で、使い勝手が悪いそのところの差異で何がふえたかっていうのは自家用車なんです。

これは自家用車がふえたというところは2つの要因がありますよ。というのは、例えば都市圏

の中でこういった自家用車というのは、実は東京とか大阪とか福岡、どこでもいいです。大体10分置きぐらいにバスが来るんです、公共交通の分が。だから、あえてそういったものを乗るよりもそちらのほうがいいよということで、地下鉄の利用とかJR利用とかバスの利用とか利用者多いんです。田舎に行けば行くほど乗り手が少ないですよ。

何が出てくるかという「芦屋町って住みにくいね」、「こんなとこ住めないよ」と言って遠賀町とかに、例えば基地の方が家建てるよといったときには、1点目は、やっぱり住みにくいんですよ、そういった交通の利便で。ですから、そのところの部分でじゃあ何をやったかという、その中に同居している方、おじいさんがJRまで車で乗せていってというところの生活をやっている。それはできる方はいいです。できなければ自転車やっとなですよ。自転車で通学している。

ですから、それ以上の、やはりここに住むということだけでこれだけのデメリットを抱えるんだったら、せめてそれに対しては幾分か助成していきましょうよということで、実は通学定期補助金というところで、やはり他町にはない厳しい状況の中でもやっぱり学校というのは大事ですから。そうすると、やっぱりやっていくわけで、その辺をちょっと工夫をできないかなと。これはタウンバスに限らず巡回バスでもよろしいんです。ちょっとそのところの分を、まあ、大君まで、江川台まで来てる、それをその高須公住まで足を延ばしていく、往復もう5分か10分かかりません。そのところによってえらい住みやすい町に変わるのにねということで提案しておりますので、引き続きご検討をお願いしたいと思います。

特に、芦屋町の場合に人口がこれはもう自然減としてももう下がっていくんです。下がっていったときに、やっぱり最終的に税収も減ってくるし、そうするとますますこの運用そのものが厳しくなってきますよと。そうすると、ある意味人口増加策といったところで、先ほど辻本議員さんもおっしゃいましたけども、一つの遊休地利用、そして企業誘致、そういったところも踏まえて、そしてやっぱり住みやすい芦屋町、便利な芦屋町、そして住んでよかった芦屋町、そういうふうな今までの枠組みの中で考えるんじゃなくて、もっと大きく考えていただきたいなといったところが交通問題でございます。

せんだっての、浜中さんの講演のところでも、「いかに交通インフラをよくしていくか、これが鍵ですよ」といったお話がございました。私はまさにそこに尽きるなというふうに考えておりますので、引き続き、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、安心・安全な町としての福祉社会。これは、先ほど一つの老人会加入率といったところで、これはもう前回こう聞いたところですよ。老人の、65歳以上のいわゆる高齢者という格好の中で、一応3,000人ぐらい今おらっしゃるんじゃないかな。そうすると、今まで加入率そのものというのは逆に下がっていつているんじゃないですか、老人会の加入率。その辺ちょっとお尋

ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

老人会の加入要件と申しますか、加入できる年齢というのは60歳ということになっております。この60歳の芦屋町、今年の4月現在なんですけども、何人おられるかという住民登録上は798人でございます。すいません。798人は老人クラブに入られてる人数ですね。それで60歳以上の人口が何人おられるかという5,063人ということで、これを分母としまして先ほどの798人、実数として入られてるパーセンテージは15.8%。で、この60歳以上というのが、すいません、ちょっと昨年、一昨年、データとってないんですけども、分母も伸びておりますし、逆に老人会の加入率も減少しておりますので、この率というのが下がっているというところは間違いないということとなっております。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今、お答えがありましたように、遠賀町ではこの加入率が95%です。芦屋町では15.何%ということになっております。やはり高齢者というのは、私は一つの社会資源だと思っております。この高齢者をやはり加入率をよくして、そして、それが町の、まちづくりに向けての事業に使うことによって、私は、芦屋町は元気な町に変わってくると思います。

ですから、このところの部分も、現在、これ、60歳と今おっしゃいましたけども、65歳のところでやっているところもあるでしょうし、70歳でやってる地区もあるでしょう。その地区は、ばらばらというところは、それは地区の独自性ですよ、いうそのものの考え方もあるでしょうが、私はある意味、60歳という格好でなってるんだったら、60歳の老人会に加入しましょうね、そして、そのところの部分でじゃ60歳に加入していただくことによって、こういった活動もできます、こういった活動もやってほしい、枠が広がってくると思うんですよ。

今、何が起こってるかといったところで、地区の中で老人会の組織そのものがあってもないんです。「あってもないんです」ってちょっとこう言い方がまずいんですが、地区の中に老人会という組織を持っておるんです。上部団体には加入しません、そういったところなんです。それによって、他の、やはり老人会に委託した事業とか、そういったところの部分がその加入してる団体で割り振ってるんです。これ、おかしいんじゃないですか。しかも、その老人会としてそこに登録されておれば、そういう助成金は交付してるわけでしょう。その辺ちょっと、私も事実を確認したわけじゃないんで。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

老人会に対する補助金でございますが、これは芦屋町老人クラブ連合会交付要綱に基づいてきちっと単位ごと幾ら、それと人数ごと幾らというふうに算定して出されておりますので、補助金についてはきちっと要綱に基づいて支出しております。それは、単位老人クラブというものがございましたら、それは補助対象になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

問題は、例えば、私、先ほど遠賀町の事例を話しました、100%加入です。だから、そういった問題一切起こらないんですね。だけど、芦屋町の場合は17支部しか加入してませんよ。逆に言えば、13支部、これ、一遍にはならないと思います。徐々にそういったところで枠を広げ、そしてどのように地域づくりをやっていくかというところでビジョンをつくっていくべきじゃないかなというところで、総合的な部分で話してますんで。最終的には、やはり婦人会というのも各地区でおれば各地区の中でつくっていく、そういったところの部分は自治区の区長さんの役目ですよといってもなかなか厳しいですよ、現実には。もう実際問題自治区に加入すること自体がもう任意な内容として取り扱われてますから。

従来の一つの内容では、例えば、ごみステーション一つにしても、じゃあ、あなたはもう捨てさせませんよ、ということ言えないでしょう。そうすると、基本的には全部受け入れるんです、地区の中では。清掃はしなくていいですよ、という格好になっちゃうわけ。まあ、場合によっては清掃だけは当番でやってるところもあるみたいですが。

これから高齢者に向けて何が起こってくるかという、例えば、見守り活動というのがあります。町の中に区に加入されてないところは除外して見守り活動をやること可能ですか。私は、それはやはり考え方からして難しい。そうすると、基本的には区費も払ってない方の世話もやはり自治区の中でいかになくちゃいけない、そういった状態が起こってきておるんです。ですから、やはり会勧誘、これは宮崎市の中で、コミュニティー税か、これはすぐに潰れましたけど、そういった考え方というのは、ある意味やっぱり分担しましょうよというものの考え方が底辺にあったんじゃないかなというふうに、私は考えております。

ですから、その方法はまずはどういった方法で、同じようなやはり住民としての部分を出していただいて、そして、その中から活動費というものを捻出していく、そういったものの考え方と

しては理解できたんで、一つの考え方として出してるんです。もっといい方法、検討、それを中で一緒に考えていく場が必要じゃないかなというふうに考えております。

次に、これは一つの福祉行政といったところで、これも副町長のほうから今の考え方について、ちょっとご答弁お願いしたいんですけど。

**○副町長 鶴原 洋一君**

福祉行政は、福祉の担当課長が先ほども言いましたように、いわゆる地域に根差した地域福祉計画を今から2年間かけて検討しよう。そして、そういう皆さん相互に助け合いの精神を持って地域づくりができる、そういう福祉計画をつくりますので、その中でいろんな考え方が出てき、具体的な方策も出てくる、そのように考えておりますし、その結果に基づいてまちづくりをやっていく、このように思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

次に、芦屋町の雇用促進に関する具体的な方策ということでご説明いただきました。これは、実はある意味お尋ねしたいというところの部分は、実は住民の皆様の声ということの中から現在芦屋町に勤務をされているその職員の方で町内者がどのくらいいて町外者がどのくらい、これは大まかな割合ぐらいで結構です。そういったところを含めて、ちょっと論議させていただきたいなということで、まず1点、大まかでいいですが、割合で結構ですが、どのくらいの方がいらっしゃるでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

企画政策課長。

**○企画政策課長 中西 新吾君**

大方というところで申し上げますと、町内者と町外者が半々という状況でございます。

**○議長 横尾 武志君**

刀根議員。

**○議員 3番 刀根 正幸君**

これから先はちょっと破天荒な質問になってまいりますが、考え方として、あっていいんじゃないかなというところを質問させていただきます。

これは、どういうことかといいますと、これは芦屋町のところで一つの人口増加策といったことは非常に大きな問題だと、私は考えております。そうした中で、いわゆる職員の採用の件なんですけども、基本的に、芦屋町に職員というものは住んでいただく。そして、その中でやはり活

動をしていただくということもありかなと。どういうことかといいますと、これは前、ちょっとこう聞いたことあるんですけども、「芦屋町はやっぱり住みにくいんだらうな」、「子育てしにくいんだらうな」、「何ですか」といって、いうところで、「いや、外に出ていくんだよね」っていうところで聞いたことあるんですよ。

私そのとき反論しました、実は。「そげんおっしゃるけど、芦屋町で土地の中で家建てろといったときに簡単に手に入りませんよ」って。私家が建てる平成、それこそ7年度ぐらいのところなんですけど、近くに私も住んでましたからその近くに見つけないかと。しかし、現実、ここでいいなというたら先祖伝来の土地とかいうてね、なかなか分けてくれない。結果山の中に行ったんですけど、まあ、これはこれで実は自然の環境豊かなところでよろしいんですけども、そうしたときに、じゃ何が言いたいかという、基本的に芦屋町に住むことによって、これから出てくる防災問題とか災害対策、いわゆる防災問題。それとか防火、そういったところに対応しやすい状態になる。

これは想定外の津波ということで若い方が、これ女性だったと思うんですが住民の方に、津波が来ますんで、ということでしきりに、避難してください、ということで亡くなった事例もありますが、これが遠くに、仮にいたとしましょう。そのところでここに来て対応できますかという問題が1点。

次に、もう1点は、まあ、これはご承知なんですけども、一つの町民税、この税収というのも実は住民の皆様からの税金がそこに投与されているという側面もあるわけです。

これはある島の話なんですけども、テレビであってました。やっぱり全員、町長を初め、職員の方が一斉になってその取り組み、活性化した町の紹介でした。やっぱり一つのこう、ふるさと意識といったところの部分で、そこに住むことによってそういったものが職員と住民がつながり、同時に議会と職員がつながり、全部がつながって初めてそういったものができてくるかなというふうに考えたので、その関係については一応一つの規制もあるかと思います。ですから、一つの、今後採用していく中では、やはり芦屋町というのは雇用の場というのは少なくなってます。これ、雇用拡大といったところの部分含めて、辻本議員もおっしゃいましたし、今井議員も、やはり今後の課題は雇用ですよ、といったところの部分も問題提起されております。やはり企業誘致等を含めて、私はその辺も考慮すべきではないかなというふうに考えております。

この点については、町長のほうからお答えしていただきたいんですが。

**○議長 横尾 武志君**

町長。

**○町長 波多野茂丸君**

町職員という形の中で、町職員採用する、雇用でも町内の方をとということなんですけど、まあ、

これ非常に難しい問題であるわけでございます。私も町長になりまして団塊の世代……多くの職員採用さしていただいたわけでございますが、点数でまず我々がもう一切タッチできない、点数が立ってくるわけです。でもあり、5人採用するなら30人なら30人で選抜で切ったときに、じゃあ30人の枠の中に芦屋の人が何人おるかということで。だから、結局採用試験するときに芦屋在住ということを経験されるかということ、それはまずもう無理な話でありまして。その辺でやはりこのことは、非常に難しいというか、ただできるだけ町内の、いわゆるその人には試験をまず受けていただきたいと、そして一生懸命勉強してその点数の枠の中に入れていただきたいと思うわけでありまして。刀根議員の言われることはもうよくわかります。

例えば小倉からの子は役場に採用できたとします。その子たちの研修がまずあるわけですが、この子たちに、まあ、町外者からの採用者によく言うんですが、「とにかく芦屋に住みなさい」、「住みなさい」ということはあれなんです、「住んでください」というのもあれなんです、そうしないとあなたたちの仕事は芦屋の町の住民の方と接する住民サービス、いわゆるそういう仕事なんですよということで、まず親が、小倉なら小倉、八幡でもいいんですけど、芦屋のどこかアパートを借りて入って、まず芦屋を知ることということで、そういうような話は職員研修のときに必ずしております。

それからもう一つ、「芦屋のまず自治区30区、これの名前それからもう大体の場所でいいから、これをまずこの3カ月の間にあなたたちは覚えるんですよ」ということも必ず言っておるわけでありまして。しかし、時とともに職員同士結婚して、まあ、何度か年にあるわけですが、また今度2組ぐらいあるんですが。女性の場合はどうしても男性のほうに行きますんで、遠賀町に住みますと、岡垣町に住みますと、もうがっかりくるわけございまして、もう非常に情けないというか、まあ、女性の場合はまあですね、男性の場合はもうそんな生易しい言葉で言いませんけど、もしそういう形はですね。

刀根議員が言われるように、やはりいざ防災、例えば夜に何かあったときにまずやはり職員が駆けつけなければならぬ、そういう状態のときに町外、ニュースも入らないし、それはもう重々承知しております。

それから、それはもう当然そういう意識をまず持ってもらわないと、職員に。これが今言われたように、いろんな法律問題、いろいろありますんで難しいんですが、そういうことは常々もう言っております。

これぐらいでいいですか。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

ありがとうございました。実は、私、この提案をしていく中で、やはりここに住むことによってこれだけのメリットがありますよと、これもメリット・デメリット論で論じるわけいきません。やはり生活圏の問題がございます。だけど、そこで例えば、これはある程度、この住宅に住むと補助しますよとか、そういった特典を与えないとここに住むことによるデメリット、不便さ、そういったものを抱えてここに住むかというところを、私は言いたいところです。

だから、やっぱり一つのふるさとというところの部分で住民とつながっていく、そのためにはやはりそれだけのものを準備して、そして、その環境を整えてやらないとなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。今後前向きな検討をやっていただくということで、さらに、次のところではもっと深めていった内容にして仕上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。私の一般質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

---

**○議長 横尾 武志君**

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分散会

---